

多職種連携ネットワークシステムの要件 10カ条

当研究会は、多職種連携ネットワークシステムの条件として、以下の10カ条を満たしていることが望ましいと考えています。

- 第1条 簡単な操作性で、マニュアルがなくても直感的に使えること**
医療者をはじめ介護従事者やさまざまな多職種が日常業務の負担にならないように、ITリテラシーを問わず簡単に直感的な操作で利用できるものであること。
- 第2条 無理なく続けられるランニングコストであること**
地域包括ケアシステムの公益性、持続性の観点から、地域の自治体、医師会、各施設や、多職種が負担なく続けられるコスト負担であること。
- 第3条 セキュリティはしっかりとし、煩雑すぎずにかつ安全であること**
個人情報保護法などの法令や厚生労働省のガイドライン等各種ガイドラインに準拠し、わかりやすいアクセス制御で、迷いなく使えて安全であること。
- 第4条 写真やファイルも情報共有できること**
テキスト情報のみならず、画像や動画、計画書等の各種ファイルについて、ファイル形式を問わず、適切に情報共有できること。
- 第5条 モバイル性も備え、いつでもどこでも使えること**
設置型のパソコンはもちろん、モバイル型のタブレット端末、スマートフォンなど機種を問わず簡単にネットワークに接続していつでもどこでも利用可能であること。
- 第6条 アプリの追加やシステム連携で機能拡張が可能であること**
オープン性を持ち合わせることにより、標準機能に加えて、例えばバイタル管理やスケジュール管理のような各種アプリの追加、他社のシステムとの連携等により地域特性や施設のニーズに合わせて機能拡張して利用できること。
- 第7条 特定のハードやソフトに依存しないこと**
特定の機種、特定のOSなどのソフトのみでしか稼働しないといった依存性がなく、汎用的に利用可能であること。
- 第8条 安心の災害対策とデータ管理ができること**
サービスのBCP対策が十分になされており、災害時などでも利用可能なように十分配慮されており、万が一の障害、不具合時でもデータの保証がなされるなどの管理がされていること。
- 第9条 十分な実績があり他の地域とも連携ができること**
上記各条に基づいて、十分な実績（年数及び複数地域での）があり、行政区をまたいでの連携も同様に可能であること。
- 第10条 運用ポリシーなどの作成支援や情報提供の体制があること**
法令や各種ガイドラインに準拠して地域で運用すべく、セキュリティに十分配慮された運用ポリシーなど規定類の作成、整備のための支援や、それらの配慮のための情報提供等の体制が整っていること。